



いじめ防止対策基本方針

～ダイジェスト版～

山形市立第二中学校

1. いじめとは

生徒に対して、生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法)

また、けんかやふざけ合い、好意で行った行為でも、対象になった生徒が心身の苦痛を感じれば、いじめとなります。

2. これを受けて

本校では、いじめはどの学校でもどの子供にも起こりうることを全職員で強く意識するとともに、いじめの未然防止と早期発見に努めます。そして、生徒が安心して学校生活を送れるよう「山形市立第二中学校いじめ防止対策基本方針」を定め、いじめ防止に全力で取り組みます。

3. いじめ防止のための取り組み

| | | |
|-------------------------|----------|-----------------|
| ○道徳教育の充実 | …全校道徳 | 5月 |
| ○いじめ・悩みアンケート | …年2回 | 6月、10月(保護者にも実施) |
| ○心の相談アンケート | …年5回 | 5月、9月、12月、1月、2月 |
| ○三者面談(通知票配布) | …年1回 | 12月 |
| ○ネットモラルに関する講話 | …年1回 | 5月、7月(学年別実施予定) |
| ○二者面談(教育相談旬間) | …年2回 | 5月、11月 |
| ○QUの実施 | …年2回 | 6月、11月 |
| (QU:楽しい学校生活を送るためのアンケート) | | |
| ○県SCとの面談 | …火曜日、金曜日 | (保護者も面談可) |

4. いじめが発生したときの対応

- ① 素早い事実確認を行います。
- ② いじめ防止対策委員会を開催し、組織で対応します。
- ③ 被害生徒と保護者への支援を行います。
- ④ 加害生徒と保護者への指導又は助言を行います。
- ⑤ いじめが生じた集団への指導を行います。

⇒ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、支援を行います。
面談等により、少なくとも3ヶ月以上いじめがないことを生徒及び保護者に確認します。

5. 重大事態への対応

- 山形市教育委員会に報告・連絡・相談し、委員会の指導のもとで対応します。
- 緊急対策会議（いじめ防止対策委員会メンバー）を行い、組織的に対処します。

山形二中は、生徒一人ひとりを大切に、いじめ防止に努めていきます。